

茨城県立農業大学の設置及び管理に関する条例

昭和 58 年 10 月 8 日
茨城県条例第 32 号

(設置)

第 1 条 農業及び農村社会を担う者を養成し、並びに農村地域において指導的役割を果たそうとする農業者等を育成するための研修教育を行うことを目的として、茨城県立農業大学(以下「大学」という。)を東茨城郡茨城町大字長岡に設置する。

2 大学は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 124 条に規定する専修学校とする。

(管理の基本)

第 2 条 大学は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に従い、最も効率的に運営しなければならない。

(研修教育の種類等)

第 3 条 大学は、長期の研修教育を行うため次の学科及び研究科を置き、その修業年限は、次のとおりとする。

種 別		修業年限
学 科	農 学 科	2 年
	畜産学科	2 年
	園芸学科	2 年
研 究 科		2 年

2 前項に規定する学科及び研究科は、学校教育法第 125 条第 1 項に規定する専門課程として置くものとする。

3 大学は、第 1 項に規定する長期の研修教育のほか、短期の研修教育を行うものとし、その種類及び修業年限は、教育委員会規則で定める。

(入学等の資格)

第 4 条 大学等の学科に入学することができる者は、学校教育法第 90 条第 1 項の規定に該当する者とする。

2 大学の研究科に入学することができる者は、大学の学科を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると教育委員会が認めた者とする。

3 大学の短期の研修教育を受講することができる者は、研修の種類ごとに教育委員会が別に定める。

(入学試験手数料、入学料及び授業料等)

第 5 条 大学の学科又は研究科に入学を志願する者は入学試験手数料を、入学しようとする者は入学料を、在学する者は授業料を納付しなければならない。

2 大学の短期の研修教育を受講する者は、受講料を納付しなければならない。

3 入学試験手数料、入学料及び授業料並びに受講料(以下「授業料等」という。)の額は、次の表のとおりとする。

授業料等の種類	金 額
入学試験手数料	2,200 円
入 学 料	5,650 円
授 業 料	年額 118,800 円
受 講 料	1 種類につき 18,000 円以内で知事が定める額

(授業料等の納付方法)

第6条 入学試験手数料は、入学願書を提出する時に納付するものとする。

2 入学料は、入学の手続を行う時に納付するものとする。

3 授業料は、次の各号に掲げる期ごとに年額の2分の1に相当する額を、それぞれ該当各号に定める期日までに納付するものとする。

4 受講料は、短期の研修教育の受講を開始する日までに納付するものとする。

(1) 前期(4月1日から9月30日まで) 4月末日

(2) 後期(10月1日から翌年3月31日まで) 10月末日

(退学等の場合の授業料の額等)

第7条 前期又は後期中途において退学した者に係るその期に納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額にその期の最初の月から退学した日の属する月までの月数を乗じて得た額とし、前期又は後期中途において休学し、又は復学した者に係るその期に納付する授業料の額及び納付方法については、知事が別に定めるところによる。

(授業料等の減免等)

第8条 知事は、経済的理由その他の規則で定める理由により授業料等の納付が困難であると認められる者について、規則で定めるところにより、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項の規定は、受講料について準用する。

(授業料等の返還)

第9条 既に納付された授業料等(退学し、又は休学した者に係る授業料を除く。)は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(規程の遵守)

第10条 大学校の学科若しくは研究科に在学し、又は短期の研修教育を受講する者は、教育委員会が別に定める大学校の管理に関する規程を遵守しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に特別の定めがあるもののほか、この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和43年茨城県条例第18号。以下「旧条例」という。)

(2) 茨城県立農業機械研修所の設置及び管理に関する条例(昭和41年茨城県条例第50号)

3 この条例の施行の日の前日において旧条例の規定に基づく茨城県立農業大学校に在学する者については、昭和60年3月31日までは、旧条例は、なおその効力を有する。

付 則(平成元年条例第26号)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の茨城県立農業大学の設置及び管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく茨城県立農業大学の科に在学する者については、改正前の条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

付 則(平成 5 年条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 6 年条例第 37 号)

- 1 この条例は、農業改良助長法の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 87 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 6 年 10 月 15 日)

- 2 この条例の施行の日前に改正法による改正前の農業改良助長法(昭和 23 年法律第 165 号)第 14 条第 1 項第 3 号に規定する農民研修教育施設で修業期間 2 年以上のものを卒業した者の入学資格については、なお従前の例による。

付 則(平成 14 年条例第 21 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年条例第 35 号)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県立農業大学の設置及び管理に関する条例第 7 条(入学料及び授業料に係る部分に限る。)、第 8 条第 2 項及び第 3 項、第 9 条並びに第 10 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

付 則(平成 17 年条例第 20 号)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県立農業大学の設置及び管理に関する条例第 7 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者に係る授業料について適用し、同日前に在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後において、休学により原級にとどまった者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

付 則(平成 19 年条例第 26 号)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県立農業大学の設置及び管理に関する条例第 7 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者に係る授業料について適用し、施行日前に在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後において、休学により原級にとどまった者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

付 則(平成 19 年条例第 66 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 19 年規則第 108 号で平成 19 年 12 月 26 日から施行)

付 則(平成 20 年条例第 12 号)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営情報学科，野菜園芸学科，果樹園芸学科及び花き園芸学科は，この条例による改正後の茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

付 則(平成 22 年条例第 13 号)

この条例は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。